

答 申 第 8 号

平成15年4月9日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年9月11日付教学教第160号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第8号 「校長の勤務態様に関する内規（確認事項，申合せなど）」の非開示決定に対する
異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問第 8 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）の行った公文書開示請求に係る公文書を不存在のため非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「校長の勤務態様に関する内規（確認事項、申合せなど）を記した文書」（以下「請求文書」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が不存在を理由として非開示決定を行ったことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添 1 参照）

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。（別添 2 参照）

5 審査会の判断

(1) 請求文書について

請求文書は、校長にのみ適用される勤務条件（態様）を定めた文書で、法令・条例等を除いたものである。

本件非開示決定は、実施機関の組織において教職員の勤務条件に係る文書を所管している教職員課においてなされたものであるが、校長にのみ適用される勤務条件があるとすれば、その内容が校長を対象とした研修における資料や、学校現場における引継資料等に記載されている可能性もあることから、当審査会としては、教職員課のほか、教職員の研修を行う仙台市教育センター（以下「教育センター」という。）及び実際の教育現場である市立中学校も調査の対象としたうえ、請求文書の存否について検討することとする。

(2) 請求文書の不存在について

ア はじめに、教職員課における請求文書の存否について検討する。

当審査会が調査したところによると、市立中学校の教職員の勤務条件については、宮城

県の「学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例」及び同規則に定められており，その具体的運用方法や解釈に関しては，「仙台市立学校の管理運営に関する規則」や宮城県教育委員会からの通知文の形で示されている。また，これらの文書のほか，教職員組合との合意事項も勤務条件（態様）を考える上で基準となるものと認められる。

教職員課において実地に調査を行い，最初に宮城県教育委員会からの通知文原本及び文書取扱簿を実際に見分したものの，これらの文書中に請求文書を見出すことはできなかった。

続いて教職員組合との合意事項を記した文書について見分したものの，これらの文書中にも請求文書を見出すことはできなかった。

したがって，教職員課に請求文書が存在するとは認められない。

イ 次に，教育センター及び市立中学校における請求文書の存否について検討する。

教育センターへの聴き取り調査の結果，新任校長研修においては，市立学校の管理運営に責任を負う管理者としてわきまえておくべき事項の一つとして，教職員の勤務条件等についての講義はなされるものの，条例等に基づき一般教職員と同様の取扱いがなされる校長の勤務条件について，特別の講義は行っていないとの回答であった。

また，実際の教育現場である市立中学校（複数）への聴き取り調査の結果も，教職員の勤務条件は条例等で規定されており，校長についても一般教職員と同様の取扱いをしているとの回答であった。

当審査会の調査結果に照らして教育センター及び市立中学校からの回答内容を検討すると，当該回答における説明には合理性があり，教育センター及び各市立中学校に請求文書が存在するとは認められない。

（３） 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

（４） その他

申立人は意見書の中で，当審査会に対し，校長の勤務実態について調査しなければ，実施機関の行った文書の不存在を理由にした非開示決定の妥当性について判断できない旨主張しているが，当審査会としては，校長の勤務実態の如何にかかわらず，請求文書が現に存在するか否かについて調査を行えば，文書の不存在を理由とする当該非開示決定の妥当性を判断しうるものと考えことから，上記の調査を行い，判断を行ったところである。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 8 号)

年月日	内 容
平成14. 9 . 11	・ 諮問を受けた
14 . 11 . 7	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から理由説明書を受理した
14 . 12 . 3	・ 異議申立人から意見書を受理した
14 . 12 . 10	・ 異議申立人から意見書（ 2 ）を受理した
14 . 12 . 18	・ 異議申立人から意見書（ 3 ）を受理した
14 . 12 . 25	・ 異議申立人から意見書（ 4 ）を受理した
平成15 . 2 . 5 (平成14年度 第10回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取した ・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15 . 3 . 6 (第11回審査会)	・ 諮問の審議を行った
15 . 3 . 27 (第12回審査会)	・ 諮問の審議を行った